

(幼稚園)

幼稚園教育要領 改訂案(2/15公表)からの修正点

| 通し 番号 | 改訂案 の頁数 | 改訂案(2/15公表) | 告示 |
|----------|------------------------------|---|---|
| 1 | 目次, 2, 13, 16 (9ヶ所) | 教育時間終了後等 | 教育時間 <u>の</u> 終了後等 |
| 2 | 目次, 13 | 指導計画 <u>作成上</u> の留意事項 | 指導計画 <u>の作成に当たって</u> の留意事項 |
| 3 | 1 | その際、 <u>幼児の主体的な活動が確保されるよう、</u> ・・・計画的に環境を構成しなければならない。 | その際、 <u>教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう、</u> ・・・計画的に環境を構成しなければならない。 |
| 4 | 2 | 教育期間や <u>幼児の生活経験</u> | 教育課程に係る <u>教育期間や幼児の生活経験</u> |
| 5 | 2 | 教育週数は | 教育課程に係る <u>教育週数は</u> |
| 6 | 2 | 地域の実態や保護者の要請により、 <u>教育課程に係る教育時間終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、</u> 学校教育法第22条及び第23条並びにこの章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施すること。 <u>なお、家庭及び地域における幼児の生活も含め、</u> 幼児の生活全体が豊かなものとなるよう、 <u>家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めること。</u> | 幼稚園は、 <u>地域の実態や保護者の要請により教育課程に係る教育時間終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、</u> 学校教育法第22条及び第23条並びにこの章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施すること。 <u>また、幼稚園の目的の達成に資するため、</u> 幼児の生活全体が豊かなものとなるよう <u>家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めること。</u> |
| 7 | 4 | この章に示すねらいは <u>幼稚園修了までに</u> | この章に示すねらいは、 <u>幼稚園修了までに</u> |
| 8 | 4 | 内容はねらいを達成するために | 内容は、 <u>ねらいを達成するために</u> |
| 9 | 4 | 各領域に示すねらいは <u>幼稚園における</u> | 各領域に示すねらいは、 <u>幼稚園における</u> |
| 10 | 4 | 内容は <u>幼児が環境にかかわって</u> | 内容は、 <u>幼児が環境にかかわって</u> |
| 11 | 5 | 望ましい食習慣の形成 | <u>食育を通じた</u> 望ましい食習慣の形成 |
| 12 | 7 | 協同して遊ぶようになるため <u>には</u> | 協同して遊ぶようになるため |

(幼稚園)

| | | | |
|----|----|--|--|
| 13 | 8 | 幼児が人とのかかわりを深め、規範意識の芽生えを <u>培う</u> ことを考慮し、 | 幼児が人とのかかわりを深め、規範意識の芽生えが <u>培われる</u> ことを考慮し、 |
| 14 | 8 | 折り合いをつける | 折り合いを <u>付ける</u> |
| 15 | 11 | 話に興味をもって注意して聞く | 話を興味をもって注意して聞く |
| 16 | 13 | 指導計画作成に当たっては | 指導計画の作成に当たっては |
| 17 | 13 | 環境は具体的な | 環境は、 <u>具体的な</u> |
| 18 | 14 | 促すように <u>援助</u> していくこと | 促すようにしていくこと |
| 19 | 14 | 結びつき | 結び <u>付き</u> |
| 20 | 16 | 教師の意見交換 | 小学校の教師との意見交換 |
| 21 | 16 | 対象に、 <u>幼稚園</u> が行う教育活動については | 対象に行う教育活動については |
| 22 | 16 | 教育課程に係る活動 | 教育課程に <u>基づく</u> 活動 |
| 23 | 17 | 幼稚園と <u>とも</u> に幼児を育てる | 幼稚園と <u>共</u> に幼児を育てる |
| 24 | 17 | 子育ての支援については、相談に応じたり、情報を提供したり、保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、 <u>保護者や地域の人々に機能や施設を開放し、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力を配慮しつつ、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。</u> | <u>幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力を配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。</u> |

(小学校)

小学校学習指導要領 改訂案(2/15公表)からの修正点

| 通し 番号 | 教科名等 | 改訂案 の頁数 | 改訂案(2/15公表) | 告示 |
|----------|------|------------|--|--|
| 25 | 総則 | 1 | 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、・・・適切な教育課程を編成するものとする。 | 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、・・・適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。 |
| 26 | 総則 | 1 | 道徳教育は、・・・豊かな心を持ち、伝統と文化を継承し、 <u>発展させ、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。</u> | 道徳教育は、・・・豊かな心を持ち、 <u>伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。</u> |
| 27 | 総則 | 2 | 特に、体力の向上に関する指導及び安全に関する指導並びに <u>食育その他の心身の健康の保持増進に関する指導</u> については、体育科の時間はもとより、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。 | 特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、 <u>安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導</u> については、体育科の時間はもとより、 <u>家庭科、特別活動</u> などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。 |
| 28 | 総則 | 2 | 各教科、道徳、外国語活動、 <u>特別活動並びに各学年の目標や内容の趣旨を逸脱</u> | 各教科、道徳、外国語活動 <u>及び特別活動並びに各学年の目標や内容の趣旨を逸脱</u> |
| 29 | 総則 | 2 | 3 第2章以下に示す各教科、道徳、外国語活動、 <u>特別活動及び各学年の内容に掲げる事項</u> | 3 第2章以下に示す各教科、道徳、外国語活動 <u>及び特別活動並びに各学年の内容に掲げる事項</u> |
| 30 | 総則 | 3 | 各教科、 <u>外国語活動及び道徳の目標の達成</u> | 各教科、 <u>道徳及び外国語活動の目標の達成</u> |
| 31 | 総則 | 3 | <u>学期の内外を問わず、</u> | <u>夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、</u> |
| 32 | 総則 | 5 | 計画的に取り入れるように <u>すること。</u> | 計画的に取り入れるよう <u>工夫すること。</u> |

(小学校)

| | | | | |
|----|----|----------------|--|--|
| 33 | 総則 | 6 | 小学校間，幼稚園や保育所，中学校， <u>特別支援学校</u> など | 小学校間，幼稚園や保育所，中学校 <u>及び</u> 特別支援学校など |
| 34 | 国語 | 7~20 (41ヶ所) | 事 | こと |
| 35 | 国語 | 9 | 昔話や <u>伝説</u> などの本や文章の読み聞かせを聞いたり、発表し合ったりすること。 | 昔話や <u>神話・伝承</u> などの本や文章の読み聞かせを聞いたり、発表し合ったりすること。 |
| 36 | 国語 | 12 | ア 身近な <u>出来事</u> ，想像した <u>事</u> などを | ア 身近な <u>こと</u> ，想像した <u>こと</u> などを |
| 37 | 国語 | 14 | (ウ) 文と文との意味のつながりに果たす <u>指示語</u> や <u>接続語</u> の役割 | (ウ) <u>指示語</u> や <u>接続語</u> が文と文との意味のつながりに果たす役割 |
| 38 | 国語 | 15 | ウ 事物や人物を推薦したり，それら <u>を</u> 聞いたり | ウ 事物や人物を推薦したり，それを聞いたり |
| 39 | 国語 | 18~19 | 第3の1 (5)→(7)，(6)→(5)，(7)→(6) | |
| 40 | 国語 | 19 | 幼稚園教育における言葉領域との関連を考慮すること。 | 幼稚園教育における言葉に <u>関する内容</u> などとの関連を考慮すること。 |
| 41 | 社会 | 33 | アからケまでについては，例えば， <u>世界文化遺産</u> ， <u>国宝</u> ， <u>重要文化財</u> に指定されている我が国の <u>文化遺産</u> の中から <u>選択して取り上げる</u> など， <u>代表的な文化遺産</u> を通して学習できるように配慮すること。 | アからケまでについては，例えば， <u>国宝</u> ， <u>重要文化財</u> に指定されているものや， <u>そのうち世界文化遺産に登録されているもの</u> などを <u>取り上げ</u> ，我が国の <u>代表的な文化遺産</u> を通して学習できるように配慮すること。 |
| 42 | 社会 | 33 | 国民の祝日に関心をもち， | 各々の国民の祝日に関心をもち， |
| 43 | 算数 | 37 | エ 身の回りから <u>いろいろな形</u> を見付けたり， | エ 身の回りから， <u>いろいろな形</u> を見付けたり， |
| 44 | 算数 | 40 | ア 身の回りから <u>整数</u> が使われている | ア 身の回りから， <u>整数</u> が使われている |
| 45 | 算数 | 45 | ウ 目的に応じて四則計算の <u>見積り</u> をすること。 | ウ 目的に応じて四則計算の <u>結果の見積り</u> をすること。 |
| 46 | 算数 | 46 | 乗数や除数が整数である場合の <u>乗法</u> 及び <u>除法</u> の計算の仕方を考え， | 乗数や除数が整数である場合の <u>小数の乗法</u> 及び <u>除法</u> の計算の仕方を考え， |
| 47 | 算数 | 47 | ア 目的に応じて計算の <u>見積り</u> をし， | ア 目的に応じて計算の <u>結果の見積り</u> をし， |
| 48 | 算数 | 48 | オ 身の回りから <u>伴って</u> 変わる | オ 身の回りから， <u>伴って</u> 変わる |

(小学校)

| | | | | |
|----|-------------|--------|---|---|
| 49 | 算数 | 50 | 乗数や除数が整数である場合の乗法及び除法の意味について理解し、 | 乗数や除数が整数である場合の <u>分数</u> の乗法及び除法の意味について理解し、 |
| 50 | 算数 | 55 | ウ 身の回りから縮図や | ウ 身の回りから、 <u>縮図</u> や |
| 51 | 算数 | 55 | エ 身の回りから比例の関係にある | エ 身の回りから、 <u>比例</u> の関係にある |
| 52 | 算数 | 56 | 目的に応じて計算の見積りをして | 目的に応じて計算の <u>結果</u> の見積りをして |
| 53 | 理科 | 62 | 3 内容の取扱い (1)→(2), (2)→(1) | |
| 54 | 理科 | 63 | <u>巻き線</u> | <u>コイル</u> |
| 55 | 理科 | 63 | <u>巻き数</u> | <u>巻数</u> |
| 56 | 理科 | 64 | <u>浸食</u> | <u>侵食</u> |
| 57 | 理科 | 64 | <u>虫や風</u> | <u>風や昆虫</u> など |
| 58 | 理科 | 66 | 酸素及び二酸化炭素 | 酸素及び二酸化炭素 <u>など</u> |
| 59 | 理科 | 68 | 博物館や科学学習センターなどと連携、協力を図りながら、積極的に活用する | 博物館や科学学習センターなどと連携、協力を図りながら、 <u>それらを積極的に活用する</u> |
| 60 | 生活 | 72 | 見付ける、比べる、 <u>例える</u> などの多様な学習活動を工夫すること。 | 見付ける、比べる、 <u>たとえる</u> などの多様な学習活動を工夫すること。 |
| 61 | 音楽 | 80 | 国歌「君が代」は、いずれの学年においても指導すること。 | 国歌「君が代」は、いずれの学年においても <u>歌えるよう</u> 指導すること。 |
| 62 | 音楽, 図画工作 | 80, 87 | 幼稚園教育における表現領域との関連を考慮すること。 | 幼稚園教育における表現に <u>関する内容</u> などとの関連を考慮すること。 |
| 63 | 図画工作 | 87 | 絵や立体に表す内容に | 絵や立体に表す <u>こと</u> の内容に |
| 64 | 図画工作 | 87 | ア 第1学年及び第2学年について、 | ア 第1学年及び第2学年において、 |
| 65 | 図画工作 | 88 | 身近で扱いやすいものとし、児童が十分に慣れる | 身近で扱いやすいものを <u>用いること</u> とし、児童が <u>これらに十分に慣れる</u> |

(小学校)

| | | | | |
|----|-----------|-------------|------------------------------|--|
| 66 | 図画工作 | 88 | イ 第3学年及び第4学年について、 | イ 第3学年及び第4学年においては、 |
| 67 | 図画工作 | 88 | 金づちなどとし、児童が適切に扱うことが | 金づちなどを用いることとし、児童がこれらを適切に扱うことが |
| 68 | 図画工作 | 88 | ウ 第5学年及び第6学年について、 | ウ 第5学年及び第6学年においては、 |
| 69 | 図画工作 | 88 | 糸のこぎりなどとし、児童が表現方法に応じて活用できる | 糸のこぎりなどを用いることとし、児童が表現方法に応じてこれらを活用できる |
| 70 | 家庭 | 89 | 身に付けるとともに家庭生活 | 身に付けるとともに、家庭生活 |
| 71 | 家庭 | 90 | 洗たく | 洗濯 |
| 72 | 家庭, 体育 | 90, 104 | 整とん | 整頓 (ルビ:とん) |
| 73 | 家庭 | 92 (2ヶ所) | 次のとおり取り扱うものとする。 | 次のとおり取り扱うこと。 |
| 74 | 家庭 | 92 | — | 2(1) ウ 食に関する指導については、家庭科の特質に応じて、食育の充実に資するよう配慮すること。 |
| 75 | 家庭 | 92 | 「B日常の食事と調理の基礎」及び「C快適な衣服と住まい」 | 「B日常の食事と調理の基礎」又は「C快適な衣服と住まい」 |
| 76 | 家庭 | 92 (2ヶ所) | 配慮すること。 | 配慮するものとする。 |
| 77 | 家庭 | 92 | 自分の生活における課題を解決するために、言葉や | 自分の生活における課題を解決するために言葉や |
| 78 | 体育 | 93, 96 | 多様な動きづくりの運動 | 多様な動きをつくる運動 |
| 79 | 体育 | 93 | 用具などの操作をすること。 | 用具の操作などをすること。 |
| 80 | 体育 | 94 | ア 水慣れ遊びでは、 | ア 水に慣れる遊びでは、 |
| 81 | 体育 | 94 | 水につかったり、水中を移動したり | 水につかったり移動したり |
| 82 | 体育 | 94 | 水に浮いたり、水中で目を開けたり息を吐いたり | 水に浮いたりもぐったり、水中で息を吐いたり |

(小学校)

| | | | | |
|----|----|---------|--|--|
| 83 | 体育 | 95, 97 | ボールを持たない時の動きで, | ボールを持たないときの動きによって, |
| 84 | 体育 | 95 | 変身したりリズムに乗ったりして踊ることができるようにする。 | 題材になりきったりリズムに乗ったりして踊ることができるようにする。 |
| 85 | 体育 | 95 | 変身する対象の特徴をとらえ全身で踊ること。 | 身近な題材の特徴をとらえ全身で踊ること。 |
| 86 | 体育 | 96 | 用具などの操作とともに, | 用具の操作などとともに, |
| 87 | 体育 | 96, 100 | 場や用具の使い方の安全に | 場や用具の安全に |
| 88 | 体育 | 97 | 投げるなどの動きで, | 投げるなどの動きによって, |
| 89 | 体育 | 98 | ア 心や体の調子が良いなどの健康の状態は, 主体や周囲の環境がかかわっていること。 | ア 心や体の調子がよいなどの健康の状態は, 主体の要因や周囲の環境の要因がかかわっていること。 |
| 90 | 体育 | 102 | 互いのよさや違いを認め合い | 互いのよさを認め合い |
| 91 | 体育 | 102 | イ 心と体は, 相互に影響しあうこと。 | イ 心と体は, 相互に影響し合うこと。 |
| 92 | 体育 | 102 | ア 交通事故や身の回りの生活の危険によるけがの防止には, 周囲の危険に気付くこと, 的確な判断の下に安全に行動すること, 環境を安全に整えることがあること。 | ア 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には, 周囲の危険に気付くこと, 的確な判断の下に安全に行動すること, 環境を安全に整えることが必要であること。 |
| 93 | 体育 | 102 | 病気は, 病原体, 体の抵抗力, 生活行動, 環境がかかわりあって起こること。 | 病気は, 病原体, 体の抵抗力, 生活行動, 環境がかかわり合って起こること。 |
| 94 | 体育 | 104 | 保健の内容のうち食事, 運動, 休養及び睡眠については, | 保健の内容のうち食事, 運動, 休養及び睡眠については, 食育の観点も踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に結び付くよう配慮するとともに, |
| 95 | 体育 | 104 | 指導方法を工夫して行うこと。 | 指導方法の工夫を行うこと。 |
| 96 | 道徳 | 109 | 計画的・発展的に授業がなされるよう | 計画的, 発展的に授業がなされるよう |
| 97 | 道徳 | 110 | 先人の生き方, 自然, 伝統と文化, スポーツなどを題材とし, 児童が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用 | 先人の伝記, 自然, 伝統と文化, スポーツなどを題材とし, 児童が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用 |
| 98 | 道徳 | 110 | 教材の開発や活用などに保護者や | 教材の開発や活用などに, 保護者や |

(小学校)

| | | | | |
|-----|-------|-----|---------------------------|-----------------------------|
| 99 | 外国語活動 | 113 | 買い物 | 買物 |
| 100 | 特別活動 | 119 | ウ 望ましい人間関係の育成 | ウ 望ましい人間関係の形成 |
| 101 | 特別活動 | 119 | キ 学校給食と望ましい食習慣の形成 | キ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成 |
| 102 | 特別活動 | 121 | 総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに | 総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに |

(中学校)

中学校学習指導要領 改訂案(2/15公表)からの修正点

| 通し 番号 | 教科名等 | 改訂案 の頁数 | 改訂案(2/15公表) | 告示 |
|----------|------|------------|--|--|
| 103 | 総則 | 1 | 生徒の心身の発達の段階や特性を十分考慮して、 | 生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮して、 |
| 104 | 総則 | 1 | 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、・・・適切な教育課程を編成するものとする。 | 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、・・・適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。 |
| 105 | 総則 | 1 | 道徳教育は、・・・豊かな心をもち、伝統と文化を継承し、 <u>発展させ、個性豊かな文化の創造を</u> 図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、 <u>進んで平和的な国際社会に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成</u> するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。 | 道徳教育は、・・・豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、 <u>それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を</u> 図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、 <u>他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成</u> するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。 |
| 106 | 総則 | 2 | 特に、体力の向上に関する指導及び安全に関する指導並びに <u>食育その他の心身の健康の保持増進に関する指導</u> については、保健体育科の時間はもとより、特別活動などにおいても | 特に、 <u>学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導</u> については、保健体育科の時間はもとより、 <u>技術・家庭科、特別活動</u> などにおいても |
| 107 | 総則 | 2 | 各教科、道徳、 <u>特別活動及び各学年、各分野又は各言語の目標や内容の趣旨を逸脱</u> | 各教科、道徳及び <u>特別活動並びに各学年、各分野又は各言語の目標や内容の趣旨を逸脱</u> |
| 108 | 総則 | 2 | 3 第2章以下に示す各教科、道徳、 <u>特別活動及び各学年、各分野又は各言語の内容に掲げる事項の順序</u> | 3 第2章以下に示す各教科、道徳及び <u>特別活動並びに各学年、各分野又は各言語の内容に掲げる事項の順序</u> |
| 109 | 総則 | 3 | 7 各学校においては、第2章に示す各教科のほか、 | 7 各学校においては、第2章に示す各教科を <u>選択教科として設けることができる</u> ほか、 |
| 110 | 総則 | 3 | <u>学期の内外を問わず、</u> | <u>夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、</u> |
| 111 | 総則 | 4 | 時間割を弾力的に編成 <u>できる</u> ことができる。 | 時間割を弾力的に編成 <u>する</u> ことができる。 |

(中学校)

| | | | | |
|-----|----|------------------------|--|--|
| 112 | 総則 | 5 | 生徒が学校や学級での <u>生徒</u> によりよく適応する | 生徒が学校や学級での <u>生活</u> によりよく適応する |
| 113 | 総則 | 6 | 社会教育団体等 | 社会教育 <u>関係</u> 団体等 |
| 114 | 総則 | 6 | 中学校間や小学校, 高等学校, <u>特別支援学校</u> など | 中学校間や小学校, 高等学校 <u>及び</u> 特別支援学校など |
| 115 | 国語 | 7~19 (9ヶ所) | <u>事</u> | <u>こと</u> |
| 116 | 国語 | 8 | <u>根拠を明確にして</u> 自分の考えや気持ちを書くこと。 | 自分の考えや気持ちを <u>根拠を明確にして</u> 書くこと。 |
| 117 | 国語 | 9 | 図表などを用いた, <u>説明</u> や | 図表などを用いた <u>説明</u> や |
| 118 | 国語 | 10 | 漢字のうち, <u>900字</u> 程度 | 漢字のうち <u>900字</u> 程度 |
| 119 | 国語 | 12 | について, <u>意見</u> を | について <u>意見</u> を |
| 120 | 国語 | 12 | 表す語句や, <u>心情を表す語句</u> | 表す語句や <u>心情を表す語句</u> |
| 121 | 国語 | 13 | 概念を表す語句や, <u>類義語</u> | 概念を表す語句, <u>類義語</u> |
| 122 | 国語 | 18 | 日常の言語活動を振り返り <u>言葉の特徴</u> や | 日常の言語活動を振り返り, <u>言葉の特徴</u> や |
| 123 | 国語 | 18 | それぞれ(2)に掲げる | それぞれ <u>の</u> (2)に掲げる |
| 124 | 社会 | 21, 22, 25 (4ヶ所) | <u>～</u> | <u>から</u> |
| 125 | 社会 | 21 | 時差 | <u>世界各地との</u> 時差 |
| 126 | 社会 | 22 | 日本と世界との <u>物流</u> , <u>交通・通信網の発達の様子</u> を | 日本と世界との <u>交通・通信網の発達の様子</u> や <u>物流</u> を |
| 127 | 社会 | 24 | <u>地理的な見方や考え方</u> | <u>地理的な見方や考え方</u> |
| 128 | 社会 | 27 | 日本列島における <u>農耕の広まりと生活の変化</u> , | 日本列島における <u>農耕の広まりと生活の変化</u> や <u>当時の人々の</u> <u>信仰</u> , |
| 129 | 社会 | 27 | 仏教の影響・・・などを通して, <u>国際的な要素をもった文化</u> が栄え, 後に文化の国風化が進んだことを理解させる。 | 仏教の <u>伝来とその影響</u> ・・・などを通して, <u>国際的な要素をもった文化</u> が栄え, 後に文化の国風化が進んだことを理解させる。 |

(中学校)

| | | | | |
|-----|----|-----------------|---|---|
| 130 | 社会 | 27, 30 (3ヶ所) | 到るまでの過程 | 至るまでの過程 |
| 131 | 社会 | 27 | かな文字 | 仮名文字 |
| 132 | 社会 | 32 | この頃 | このころ |
| 133 | 社会 | 35 | 基本的人権を中心に <u>深めさせるとともに、法の意義を理解させ、民主的な社会生活を営むためには、</u> | 基本的人権を中心に <u>深めさせ、法の意義を理解させるとともに、民主的な社会生活を営むためには、</u> |
| 134 | 社会 | 35 | 我が国の安全と防衛の <u>問題</u> について考えさせる | 我が国の安全と防衛及び国際貢献について考えさせる |
| 135 | 社会 | 36 | イ よりよい社会を <u>めざ</u> して | イ よりよい社会を <u>目指</u> して |
| 136 | 社会 | 36 | <u>また、我が国の伝統と文化</u> については、 | 「 <u>我が国の伝統と文化</u> 」については、 |
| 137 | 社会 | 39 | 教育基本法第14条及び第15条の規定に基づき、適切に行うよう特に慎重に配慮して、 <u>生徒の公正な判断力の育成を目指すものとする。</u> | 教育基本法第14条及び第15条の規定に基づき、適切に行うよう特に慎重に配慮して、 <u>政治及び宗教に関する教育を行うものとする。</u> |
| 138 | 数学 | 40 | 基礎的な概念や原理・法則の理解を | 基礎的な概念や原理・法則 <u>について</u> の理解を |
| 139 | 数学 | 45 | 事象の中には一次関数を用いてとらえられるもの | 事象の中には一次関数 <u>として</u> とらえられるもの |
| 140 | 数学 | 50~51 | 「1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする」及び「2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする」を追加し、1→1(1), 2→1(2), 5→2(1), 6→2(2), 7→1(3)に変更する | |
| 141 | 数学 | 50 | <u>すでに</u> | <u>既に</u> |
| 142 | 数学 | 50 | 課題を解決する学習を <u>行うもの</u> であり、 | 課題を解決する学習であり、 |
| 143 | 理科 | 57 | 物体のもつエネルギーの量は他の物体になしうる仕事で <u>測られる</u> ことを理解すること。 | 物体のもつエネルギーの量は <u>物体が</u> 他の物体になしうる仕事で <u>測れる</u> ことを理解すること。 |
| 144 | 理科 | 57 (2ヶ所) | 水溶液の <u>電導性</u> | 水溶液の <u>電気伝導性</u> |
| 145 | 理科 | 59 | 豊かで便利に <u>した</u> ことを認識すること。 | 豊かで便利に <u>してきた</u> ことを認識すること。 |

(中学校)

| | | | | |
|-----|------|--|--|---|
| 146 | 理科 | 61 | 90度になったときが自由落下になる | 90度になったときに自由落下になる |
| 147 | 理科 | 61 | アの(ア)については、熱の伝わり方を扱うこと。 | アの(ア)については、熱の伝わり方も扱うこと。 |
| 148 | 理科 | 65 | 現存の生物及び化石 | 現存の生物や化石 |
| 149 | 理科 | 65 | (イ) 前線の通過と天気変化 | (イ) 前線の通過と天気の変化 |
| 150 | 理科 | 65 | 前線の通過に伴う天気変化の | 前線の通過に伴う天気の変化の |
| 151 | 理科 | 67 | 自然がもたらす恵みと災害について調べ、 | 自然がもたらす恵みと災害などについて調べ、 |
| 152 | 理科 | 68 | 「マグマの性質」については、粘性を扱うこと。「火山」については、粘性と関連付けながら代表的な火山を扱うこと。 | 「火山」については、粘性と関連付けながら代表的な火山を扱うこと。「マグマの性質」については、粘性を扱うこと。 |
| 153 | 理科 | 70 | 自ら光を放ち、太陽もその一つ | 自ら光を放つことや太陽もその一つ |
| 154 | 理科 | 70 | イの(ア)の「災害」については、地球規模でのプレートの動きも扱うこと。また、記録や資料などを用いて調べ、 | イの(ア)については、地球規模でのプレートの動きも扱うこと。また、「災害」については、記録や資料などを用いて調べ、 |
| 155 | 音楽 | 76 | 「B鑑賞」の指導については、 | 「B鑑賞」の(1)の指導については、 |
| 156 | 美術 | 80, 82 | ア 形や色彩、材料、光などがもたらす性質や感情を理解すること。 | ア 形や色彩、材料、光などの性質や、それらがもたらす感情を理解すること。 |
| 157 | 保健体育 | 85 | できるようにするとともに知識や技能を身に付け、 | できるようにするとともに、知識や技能を身に付け、 |
| 158 | 保健体育 | 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94 (14ヶ所) | 課題に応じた運動の取組方 | 課題に応じた運動の取り組み方 |
| 159 | 保健体育 | 87 | 走り込むなどの動きで | 走り込むなどの動きによって |
| 160 | 保健体育 | 87 | 戻るなどの動きで | 戻るなどの動きによって |
| 161 | 保健体育 | 87 | 定位置での守備などで | 定位置などの守備などによって |

(中学校)

| | | | | |
|-----|--------------|--------------------------------------|--|--|
| 162 | 保健体育 | 88 | 話合いに参加しようとする ^{こと} などや、 | 作戦などについての話合いに参加しようとする ^{こと} などや、 |
| 163 | 保健体育 | 88 | 押したり突いたり寄ったり | 押したり寄ったり |
| 164 | 保健体育 | 89 | 関わり | かかわり |
| 165 | 保健体育 | 90 | 運動に親しむ ^{こと} ができる態度を育てる。 | 運動に親しむ態度を育てる。 |
| 166 | 保健体育 | 90 | ねらいに応じて健康の保持増進や | ねらいに応じて、健康の保持増進や |
| 167 | 保健体育 | 92 | 作りだすなどの動きで | 作りだすなどの動きによって |
| 168 | 保健体育 | 92 | ゴール前への進入などから | ゴール前への侵入などから |
| 169 | 保健体育 | 92 | 連携した動きで | 連携した動きによって |
| 170 | 保健体育 | 92 | 連携した守備などで | 連携した守備などによって |
| 171 | 保健体育 | 92 | 話合いに貢献しようとする ^{こと} などや、 | 作戦などについての話合いに貢献しようとする ^{こと} などや、 |
| 172 | 保健体育 | 94 | 民族や国，人種や性，障害の違いを超えて | 民族や国，人種や性，障害の違いなどを超えて |
| 173 | 保健体育 ，外国語 | 94, 95, 96, 111, 116 (10ヶ所) | うちから | 中から |
| 174 | 保健体育 | 95 | 調和の取れた体力 | 調和のとれた体力 |
| 175 | 保健体育 | 95 | イ 「B器械運動」の(1)の運動については，第1学年及び第2学年においては，アを含む二を選択して履修できるようにすること。第3学年においては，これらのうちから選択して履修できるようにすること。 | イ 「B器械運動」の(1)の運動については，第1学年及び第2学年においては，アからエまでの中からアを含む二を選択して履修できるようにすること。第3学年においては，アからエまでの中から選択して履修できるようにすること。 |

(中学校)

| | | | | |
|-----|-------|-----|--|--|
| 176 | 保健体育 | 95 | エ 「D水泳」の(1)の運動については、第1学年及び第2学年においては、 <u>ア及びイ</u> のいずれかを含む二を選択して履修できるようにすること。第3学年においては、 <u>これらのうち</u> から選択して履修できるようにすること。 | エ 「D水泳」の(1)の運動については、第1学年及び第2学年においては、 <u>アからエまでの中からア又はイ</u> のいずれかを含む二を選択して履修できるようにすること。第3学年においては、 <u>アからオまでの中から</u> 選択して履修できるようにすること。 |
| 177 | 保健体育 | 95 | オ 「E球技」の(1)の運動については、第1学年及び第2学年においては、 <u>アからウまで</u> をすべての生徒に履修させること。第3学年においては、 <u>これらのうち</u> から二を選択して履修できるようにすること。 | オ 「E球技」の(1)の運動については、第1学年及び第2学年においては、 <u>アからウまで</u> をすべての生徒に履修させること。第3学年においては、 <u>アからウまでの中から</u> 二を選択して履修できるようにすること。 |
| 178 | 保健体育 | 96 | カ 「F武道」の(1)の運動については、 <u>これらのうち</u> から一を選択して履修できるようにすること。 | カ 「F武道」の(1)の運動については、 <u>アからウまでの中から</u> 一を選択して履修できるようにすること。 |
| 179 | 保健体育 | 96 | キ 「Gダンス」の(1)の運動については、 <u>これらのうち</u> から選択して履修できるようにすること。 | キ 「Gダンス」の(1)の運動については、 <u>アからウまでの中から</u> 選択して履修できるようにすること。 |
| 180 | 保健体育 | 96 | 整とん | 整頓 (ルビ:とん) |
| 181 | 保健体育 | 97 | イ 交通事故などに伴う傷害の多くは、 | イ 交通事故などによる傷害の多くは、 |
| 182 | 保健体育 | 97 | ウ 自然災害に伴う傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害に伴う傷害の多くは、 | ウ 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、 |
| 183 | 保健体育 | 98 | エ 応急手当を適切に行うことは、 | エ 応急手当を適切に行うこと ^{によって} 、 |
| 184 | 保健体育 | 98 | 環境の要因がかかわり <u>あって</u> 発生すること。 | 環境の要因がかかわり <u>合</u> って発生すること。 |
| 185 | 保健体育 | 99 | 内容の(4)のイについては、 | 内容の(4)のイについては、 <u>食育の観点も踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に結び付くよう配慮するとともに、</u> |
| 186 | 保健体育 | 99 | 指導方法を工夫して行うものとする。 | 指導方法の工夫を行うものとする。 |
| 187 | 技術・家庭 | 102 | 製作品の組立て・調整や、 <u>電気回路</u> | 製作品の組立て・調整や電気回路 |
| 188 | 技術・家庭 | 102 | 生物の育成に適する条件と、 <u>生物の育成環境</u> | 生物の育成に適する条件と生物の育成環境 |
| 189 | 技術・家庭 | 103 | 支えてきたことについても扱う <u>こと</u> 。 | 支えてきたことについても扱う <u>もの</u> とする。 |

(中学校)

| | | | | |
|-----|-------|-----|---|--|
| 190 | 技術・家庭 | 103 | 漏電・感電等についても扱う <u>こと</u> 。 | 漏電・感電等についても扱う <u>もの</u> とする。 |
| 191 | 技術・家庭 | 103 | 及ぼすことのないよう留意する <u>こと</u> 。 | 及ぼすことのないよう留意する <u>もの</u> とする。 |
| 192 | 技術・家庭 | 103 | 技術にかかわる倫理観や、 <u>新しい発想</u> | 技術にかかわる倫理観や新しい発想 |
| 193 | 技術・家庭 | 103 | 育成されるようにする <u>こと</u> 。 | 育成されるようにする <u>もの</u> とする。 |
| 194 | 技術・家庭 | 104 | 食品の栄養的特質や、 <u>中学生の</u> | 食品の栄養的特質や中学生の |
| 195 | 技術・家庭 | 106 | — | 3 (2) エ 食に関する指導については、技術・家庭科の特質に応じて、食育の充実に資するよう配慮すること。 |
| 196 | 技術・家庭 | 106 | 和服の基本的な <u>着方</u> を扱うこともできること。 | 和服の基本的な <u>着装</u> を扱うこともできること。 |
| 197 | 技術・家庭 | 107 | 「B食生活と自立」、 <u>「C衣生活・住生活と自立」</u> | 「B食生活と自立」又は「C衣生活・住生活と自立」 |
| 198 | 技術・家庭 | 108 | 配慮する <u>こと</u> 。 | 配慮する <u>もの</u> とする。 |
| 199 | 外国語 | 110 | 問答したり意見を述べ <u>あったり</u> などすること。 | 問答したり意見を述べ <u>合ったり</u> などすること。 |
| 200 | 外国語 | 111 | <u>買い物</u> | 買物 |
| 201 | 外国語 | 111 | <u>ほめる</u> | 褒める |
| 202 | 道徳 | 120 | 計画的・発展的に授業がなされるよう | 計画的、 <u>発展的に</u> 授業がなされるよう |
| 203 | 道徳 | 121 | 道徳的価値を自覚した人間 | 道徳的価値に <u>基づいた</u> 人間 |
| 204 | 道徳 | 121 | 先人の <u>生き方</u> ，自然，伝統と文化，スポーツなどを題材とし，生徒が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用 | 先人の <u>伝記</u> ，自然，伝統と文化，スポーツなどを題材とし，生徒が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用 |
| 205 | 特別活動 | 127 | ケ 学校給食と望ましい食習慣の形成 | ケ <u>食育の観点</u> を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成 |